



3月16日に発生した福島県沖地震で
被災されたみなさんにお見舞い申し上げます

被災状況によって 総合共済給付申請ができます!

《共済給付を申請する場合》

- ・り災証明書
- ・被害状況写真
- ・住宅災害
事故調査報告書
が必要です

※り災証明書が取れない場合は
領収書が必要です



住宅災害給付について

【持ち家の場合】



給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	50万円
半壊（延面積40%以上）	30万円
一部損壊（延面積20%以上）	7万円
床下浸水で地盤面から 30cmを超えるとき	2万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が 1万円を超えるとき	5千円

【借家の場合（家財のみ）】

給付区分	共済金
全壊（延面積70%以上）	20万円
半壊（延面積40%以上）	12万円
一部損壊（延面積20%以上）	3万円
被害額2万円を超えるとき	1万円
自然災害で被害額が 1万円を超えるとき	5千円

共済申請について分からない点や疑問があれば
分会・支部・地本までお問い合わせ下さい!